

令和4年度社会的養護自立支援業務（継続支援計画作成）委託説明書

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課発注の『令和4年度社会的養護自立支援業務（継続支援計画作成）委託』に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための企画提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

(2) 業務内容

ア 対象者

本業務の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。

ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

- ・児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設（以下「施設等」という。）に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ・里親又は小規模住居型児童養育事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ・児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助を受けている者及び援助を解除された者

イ 地域及び想定人数

- ・賀茂・東部地域 35人程度 ※賀茂・東部児童相談所轄内
- ・富士地域 35人程度 ※富士児童相談所轄内
- ・中央・西部地域 35人程度 ※中央・西部児童相談所轄内

（対象者については、1(2)イに記載された受託地域内に所在する施設に措置されている者、所轄児童相談所が担当する里親及びファミリーホームに委託されている者等について、児童相談所と相談して決定すること。）

ウ 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

（ア） 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除（以下「措置解除」という。）後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

（イ） 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- a 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者
- b 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者

c 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

(ウ) 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前に(エ)に掲げる継続支援計画を作成すること。

(エ) 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法(居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等)などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

(オ) 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議(支援担当者会議)を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

(カ) 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

エ 業務実施体制

支援コーディネーターは常勤、非常勤の別は問わないが、非常勤とした場合は、補助員等を配置するなど、適切な支援体制を確保すること。

(3) 履行期限

令和5年3月31日限り

(4) 契約限度額

賀茂・東部地域 6,127,000円(消費税込み)

富士地域 6,127,000円(消費税込み)

中央・西部地域 6,127,000円(消費税込み)

(5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

実績報告書(A4版) 1部

継続支援計画(A4版) 1部

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

3 企画提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書及び本業務に係る企画提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和4年2月15日（火）から令和4年3月7日（月）（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

(2) 提出先

別表1に示す、静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班まで提出すること。郵送、持参、電子メールのいずれの方法でも可。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

(3) 提出内容（別表2参照）

- ア 企画提案書 5部
- イ 見積書 5部

4 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

別表2により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。

5 本説明書に対する質問

- (1) 本説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和4年2月15日（火）から令和4年2月22日（火）（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

イ 提出先

別表1に示す、静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及びFAX番号、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和4年3月4日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの午前9時から午後5時までの間

イ 閲覧場所

別表1に示す、静岡県健康福祉部子ども家庭課子ども家庭班

6 契約予定者の特定

(1) 評価基準

企画提案書を別表3の評価項目・基準で評価し、評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、提案内容の評価において評価点の合計が満点の60%以上に満たない者は特定しない。(評価は書面審査のみとし、提案内容に係るヒアリングは実施しない。)

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和4年3月16日(水)までに通知する。

7 非特定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び企画提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により令和4年3月16日(水)までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和4年3月23日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、令和4年3月29日(火)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(4) (2)の書面は、別表1に示す静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

8 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

9 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報(報告)等を怠った場合は、入札

参加資格停止の措置を受けることがある。

10 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
また、提出された企画提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その企画提案書を無効とする。
 - ア 企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 企画提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の企画提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された企画提案書は、契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないととも提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験を持つ者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 照会窓口は、別表1のとおりとする。
- (7) 契約予定者として特定された者は契約後、委託業務実施計画書を作成し提出すること。
- (8) 本業務は、令和4年度予算の議決を前提としており、議決がない場合には契約として成立しない。

別表 1 (窓口) 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

役割	部局名	電話及びFAX番号	E-mail
総合窓口	静岡県健康福祉部 こども未来局 こども家庭課 こども家庭班	TEL : 054-221-2922 FAX : 054-221-3521	kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

別表 2 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

様式 1 号を企画提案書の表紙として、以下の書類を提出すること。なお、表紙（様式 1 号）及び見積書（様式 2 号）を除き様式は自由とするが、以下の留意事項を踏まえて記載すること。（企画提案書例参照）

記載事項		留意事項
1	業務地域	・本業務の実施を希望する地域を記載すること。
2	業務実績	・本業務若しくは類似業務の実績について記載すること。 ・類似業務の受託実績がある場合は、その業務の概要も記載すること。 ※類似業務とは本業務で想定する自立支援計画の作成等を指す。
3	業務体制	・本業務の責任者、支援コーディネーター等の名前、保持する資格、勤務形態、業務実績等を記載すること。
4	基本方針・業務の進め方	・本業務を実施する際の基本方針及び事業の進め方（スケジュール）を記載すること。 ・業務を実施する上で留意する点について、本業務の支援対象者の状況、特性等を踏まえ記載すること。 ・本業務若しくは類似業務の受託実績がある場合は、その経験も踏まえて記載すること。
5	新型コロナウイルス感染防止対策	・本業務を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染防止対策として配慮する内容を記載すること。 ・感染が蔓延した場合を想定し、電話や情報通信機器を活用した支援内容を記載すること。
6	関係者間の連携	・事業主体と生活相談支援を行う受託者、児童養護施設、里親児童相談所等、対象者を支援する関係者との連携について図で示すこと。
7	計画策定後のアフターフォロー	・自立した生活を送る対象者の状況確認の方法、想定される支援の内容及び手法について記載すること。 ・定期的な計画の見直しについて、その進め方を記載すること。
見積書		・様式 2 号により提出すること。 ・本業務に係る概算の見積金額及び算定の内訳を記載すること。 ・契約額は、見積書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額の合計額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を見積書に記載すること。
その他		・上記企画提案書の内容を補足する資料（パンフレット等）がある場合は、企画提案書提出部数と同数を提出すること。 ・企画提案書には、別表 3 の評価項目・基準を踏まえ、必要と思われる内容を記載すること。 ・企画提案書は日本産業規格 A 4 とし、20 枚以内で提出すること。

別表3 契約予定者の特定に係る評価項目・基準

項目		具体的な観点	評価点
事業主体に関する こと	1 業務地域	—	—
	2 業務実績	・事業主体において、本業務若しくは類似業務の実施実績があり、当該業務を実施するノウハウを有しているか。	5・4・3・2・1
	3 業務体制	・本業務若しくは類似業務の経験がある者が配置されているか。 ・従事者の勤務形態を踏まえた業務体制は適当か。	5・4・3・2・1
業務内容に関する こと	4 基本方針・ 業務の進め方	・本事業の趣旨及び児童養護施設の入所児童・退所児童の状況を十分理解しているか。 ・支援計画を作成するための事業の進め方は適当か。	5・4・3・2・1
	5 新型コロナウイルス 感染防止対策	・新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した支援内容や手法が提案されているか。 ・感染が継続した状態でも効果的な支援を期待できる内容か。	5・4・3・2・1
	6 関係者間の連携	・生活相談支援を行う受託者、児童養護施設、里親、児童相談所等、対象者を支援する関係者間の連携が考慮されているか。	5・4・3・2・1
	7 計画策定後のア フターフォロー	・計画策定後の対象者への支援は適切か。 ・計画の定期的な見直しが想定されているか。	5・4・3・2・1
8 意欲や熱意に関する こと	・本業務の実施に対する意欲や熱意が認められるか。	5・4・3・2・1	
9 収支計画に関する こと	・見積書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。	5・4・3・2・1	

※審査員審査項目は1点刻み

計40点

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果を期待できない）

様式1号

企画提案書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

令和4年度社会的養護自立支援業務（継続支援計画作成）委託

標記業務について企画提案書を提出します。

連絡先

所 属 :
役 職 :
氏 名 :
電 話 :
E-mail :

企画提案書例（業務実施方針）

1 業務地域（希望欄に「○」を記入）

地域	希望
1 賀茂・東部地域	
2 富土地域	
3 中央・西部地域	

2 業務実績

受託期間	受託業務名	発注者名	内容
年 月 日～年 月 日			
年 月 日～年 月 日			

3 業務体制

	責任者	支援コーディネーター	補助員
法人名			
氏名			
資格			
勤務形態	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤
勤務時間	月：時 分～時 分 火：時 分～時 分 水：時 分～時 分 木：時 分～時 分 金：時 分～時 分	月：時 分～時 分 火：時 分～時 分 水：時 分～時 分 木：時 分～時 分 金：時 分～時 分	月：時 分～時 分 火：時 分～時 分 水：時 分～時 分 木：時 分～時 分 金：時 分～時 分
業務実績	期間： ～ 業務名：	期間： ～ 業務名：	期間： ～ 業務名：
備考			

※ 支援コーディネーターの資格欄は、1(2)ウ(イ)に規定された資格要件の内、該当する資格を記載してください。（責任者、補助員についても該当する資格を有する場合は記載してください。）

※ 補助員を2名以上配置する場合は、欄を追加してください。

※ 勤務形態欄は常勤、非常勤のいずれかを記載してください。

※ 勤務時間欄は月～金曜日の勤務予定時間を記載してください。

※ 業務実績欄は、本業務又は類似業務の実績を記載してください。

※ 備考欄は、支援コーディネーターの勤務形態が非常勤で月～金曜日の日中（概ね9時～17時の間）に不在となる時間がある場合の対応について記載してください。

4 基本方針・業務の進め方

5 新型コロナウイルス感染防止対策

6 関係者間の連携

※ 継続支援計画作成をどのような体制で進めるのか、事業主体と施設、児童相談所等のそれぞれの役割や関係性を図で示してください。

7 計画策定後のアフターフォロー

※内容が網羅されていれば様式不問、必要により参考書類を添付してください。

見 積 書

令和 年 月 日

静岡県知事
川勝 平太 様

見 積 者
住 所

氏 名

印

電話番号

「令和4年度社会的養護自立支援業務（継続支援計画作成）委託」について、下記金額で見積りします。

記

金	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税抜)

内 訳	品 名	数 量	単 価	月数又 は回数	金 額	備 考
		合 計 (税抜)				

